

「表現の不自由展・その後」に関する 調査報告書

あいちトリエンナーレのあり方検討委員会

2019年12月18日

2-5 作品の搬入、設置

| 年月日 | 主な出来事 |
|----------------------|---|
| 2019年6月23日 ～7月18日 | ・アシスタント・キュレーターと県美術館学芸員が、他のトリエンナーレ出展作品と合わせて不自由展出展作品の集荷を行う。 |
| 7月2日 | ・県美術館の学芸員に対して、不自由展を含むトリエンナーレ全体の展示内容を説明する。 |
| 7月21日 | ・不自由展実行委員会が作家宛の「内覧会等のイベント、展示室観覧、設置作業のお知らせ」を作成し、出展作家に送付する。 |
| 7月23日～30日 | ・順次、展示作業を行う。 |

2-6 对外告知

| 年月日 | 主な出来事 |
|------------|--|
| 2019年3月27日 | ・芸術文化センターにおいて、芸術監督が企画発表会を行い、「表現の不自由展・その後」を行うことを発表する。 |
| 4月2日 | ・東京のスマートニュース株式会社（渋谷区）において、芸術監督が「あいちトリエンナーレ2019」について、記者会見を開催する。 |
| 6月29日 | ・当初は、記者発表し、出品作品のガイダンスを行う予定だったが、警備の都合上、事前発表は行わないことになった。 |
| 7月23日 | ・東京の有限会社ネオログ（港区）において、芸術監督が「あいちトリエンナーレ2019」全体について、記者懇談会を行う。 |
| 7月24日 | ・芸術文化センターにおいて、芸術監督が「あいちトリエンナーレ2019」全体について、記者懇談会を行う。 |
| 7月31日 | ・芸術文化センターにおいて、芸術監督が「あいちトリエンナーレ2019」について、記者会見を行う。 |

| 検証ポイント | わかったこと | 備考 |
|--|--|---|
| <p>27 大浦氏の「遠近を抱えて」は当初は版画4点のみの出展予定だったが、どのような経緯で映像の新作の出品が決まったのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大浦氏の「遠近を抱えて」は、もともと14点組の版画作品である。2015年の「表現の不自由展」ではそのうちから1点が出品された。 ・今回の不自由展では、かつて富山県立近代美術館（現：富山県美術館）の所蔵で「86富山の美術」に出品され、その後売却された4点を出品する予定だったが、スペースが狭いことから、前期、後期で2点ずつ展示される予定だった。 ・5月8日、ミーティングにて、不自由展実行委員会から、大浦氏が新作映像もセットで出品したいとの意向が示された。 ・その後、不自由展実行委員会の小倉氏が、新作映像は「検閲」というコンセプトに合わないとの意見を大浦氏に伝えたところ、大浦氏は、検閲された作品としてではなく、芸術作品として鑑賞してほしいという考えを示し、いったん出品の辞退を申し出た。（5月21日） ・5月24日、芸術監督はDVDを入手。5月27日、芸術監督が大浦氏、不自由展実行委員会と会い、版画とセットの関連資料という位置づけで、最終的に出品することに合意した。 ・その後、6月12日に、テスト映写用DVDが愛知県美術館学芸員に、さらに実写用映像がオンラインで送られ、7月末に会場の機材に設置され、内覧会で公開された。しかし、事務局及び会長は、この間、この新作の存在を全く知らされていなかった（会長は8月4日に問題とされた映像の一部を初めて確認した）。 | <ul style="list-style-type: none"> ・当初は、6月29日に記者発表し、出品作品のガイダンスが行われる予定だった。しかし、警備の都合上、取りやめとなり事前発表されなかった。 ・事務局は、記者発表はあいちトリエンナーレ実行委員会としてのものではなく、津田監督と表現の不自由展実行委員会が独自に行うものと理解していた。 ・また、事務局は、展示内容への抗議電話や抗議活動に対する体制が整う前の、開幕前の多忙な時期での展示内容の公開は混乱をまねく可能性がある旨を、6月中旬に津田監督へ伝えていたが、記者発表の実施の可否は津田監督が判断したとの認識であった。 |

| 検証ポイント | わかったこと | 備考 |
|---|---|----|
| <p>42 「芸術監督の業務内容等について」という文書（第1回委員会資料参照）によれば、芸術監督は学芸業務の最高責任者と位置付けられている。この観点から今回の事案を検証結果に照らして振り返った場合、芸術監督の一連の行動と発言にはどのような問題点があったか。</p> <p>(次頁へ)</p> | <p>・芸術監督は以下の諸点において学芸業務の最高責任者としてふさわしくない行動や言動、情報発信を行ったといえる。</p> <p>(1) 本来業務に関する判断、あるいは組織運営上の問題点</p> <p>①少女像、写真・SNSの扱いに関する不自由展実行委員会のかたくなな姿勢に対し、妥協を続け、結果的に展覧会を一時中止せざるを得ない事態を招いたこと。その結果、関係各方面に多大な損害を与えるとともにあいちトリエンナーレ及び、愛知県庁に対する県民や協賛企業からの信頼を損なう事態を招いたこと。</p> <p>②不自由展実行委員会に展覧会のキュレーションを委ねてしまい、結果としてあいちトリエンナーレの期待水準に達しない、また作品選定の妥当性とキュレーションの不足により多方面から「公的資金を使い、公的な場所で芸術の名を借りた政治プロパガンダを行った」と一部が批判される展示をみとめてしまったこと。</p> <p>③(①に関連して)、企画段階からの専門キュレーターの参画を得ず、また最高責任者としての権限を行使して担当キュレーターを配置しなかったこと。</p> <p>④展示に加えてパネル討議やディスカッションなどの併催企画が必要な難易度の高い企画と認識していたにもかかわらず、時間不足と資金不足に陥り、結果的にその準備に至らなかったこと。</p> | |

| 検証ポイント | わかったこと | 備考 |
|-------------------------------|---|----|
| <p>(前頁からの続き)</p> <p>(次頁へ)</p> | <p>⑤大型作品の搬入や海外からの作品搬入に伴うスペース不足やコスト増をあらかじめ想定できず、予算の不足を招き、また予定していた協賛金の手当てができなかったこと。</p> <p>⑥芸術監督という多忙な職務にあるにもかかわらず、早くから不自由展にアシスタント・キュレーターをつけずに自ら一部作家との交渉や不自由展の実行委員会との準備に多大な時間を費やしたこと。</p> <p>(2) 背信とのそしりを免れない行為</p> <p>⑦芸術監督はインターネットに精通した専門家であり、展示作品の断片映像がSNS上で拡散される事態とそれがもたらす激しい抗議をある程度、予見し得たはずである。それにもかかわらず会長に指摘されるまで不自由展実行委員会に写真とSNSの禁止を要請しなかった。また、その危険性を事務局や会長に強く警告しなかったこと。さらに展示開始後、一部の作家から写真映像のSNS拡散の禁止はおかしいと抗議を受け、当該作家だけに対し「作家発ならよい」と回答してしまい、結果として他の2作家の追従を招き、ひいてはルールの不徹底に対して来場者からの抗議や混乱を招いてしまったこと</p> <p>⑧本来は不自由展実行委員会が自ら用意すべき展示作品の詳細説明を無償でかって出て、自らが経営する会社のサーバーに用意したこと、また不自由展実行委員会が本</p> | |

| 検証ポイント | わかったこと | 備考 |
|-------------------------------|--|--|
| <p>(前頁からの続き)</p> <p>(次頁へ)</p> | <p>来、負担すべき訴訟となった場合に発生する費用等の経費を個人で負担する覚書を出していたことは、業務委託先との不適切な関係（いわゆる公私混同）に値する。また、私益を追求した訳ではないが、芸術監督に求められる業務委託先や出品者の公平な扱いの原則から逸脱し、最終的にはあいちトリエンナーレの公正かつ透明な運営に対する県民や協賛企業からの信頼を失わせた。</p> <p>⑨大浦氏の新作映像の内容を知り、またその出品を5月27日に正式決定したにもかかわらず、作品リストに掲載せず、またその事実とそれがもたらす混乱の可能性やリスクを事務局やキュレーターチーム、会長に伝えないまま展覧会の開催日を迎えたこと（「善管注意義務違反」との批判は免れえないであろう）。</p> <p>(3) ジャーナリストとしての個人的野心を芸術監督としての責務より優先させた可能性</p> <p>⑩2015年の不自由展の拡大版を「あえて今回公立美術館で開くことに意義がある」と不自由展実行委員会と当初から合意していたが、これは人々が元々公的機関に期待する役割から離れたものであり、いくら芸術祭であるといっても、県民からの理解がたちどころにはえられない。また、この状況は元々ジャーナリストとして想定し得たと思われるにもかかわらず、</p> | <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初は、6月29日に記者発表し、出品作品のガイダンスを行う予定だったが、警備の都合上から取りやめになったため、内覧日より前に対外発表する機会がなくなった。（項目27の備考を参照） |

| 検証ポイント | わかったこと | 備考 |
|-----------|--|--|
| (前頁からの続き) | <p>展示に至る一連のプロセスは、税金でまかなわれる県の施設を使用する公的立場の芸術監督に求められる分別に対する疑問を抱かせる行為であり、たちどころに県民の理解を得ることは難しい。</p> <p>⑪2019年4月には芸術監督の地位にあるにもかかわらずインターネットの番組内で天皇に関し「2代前だから燃やしてもよい」と受け取られても仕方がない発言を行い、その映像が広く流布された。この発言は後の大浦氏の新作映像の出品をあらかじめ知ったうえではものではないとの弁明があったものの芸術監督としては軽率かつ不適切であり、のちにSNS上で同作品の映像が流された際に想定以上の激しい抗議を誘発する一つの原因ともなった。また、この事実を照らすと芸術監督は後に大浦氏の映像を展示すると決めた際にも激しい抗議が起きることを予見できた可能性が高いと考えられる。それにもかかわらず会長や事務局にその存在やその展示がもたらす様々なリスクを予め知らせなかったことは不適切のそしりを免れない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術監督は県庁および事務局から「一度発表した作家を取り下げるとは前例がない」という意向表明があったことも斟酌していたとコメント。 ・ 一方、県庁・事務局の認識としては、不自由展における少女像の展示中止及び写真撮影禁止に係る協議をしていた際の7月5日に、県庁から津田監督に対して、「一度発表した作家を取り下げた前例はない。」という事実を伝えたことはある。しかし、それは不自由展の参加中止を押しとどめるという意図ではなかった。 |